

桜川市市設置型浄化槽整備事業の維持管理について

維持管理費用負担について

○浄化槽使用料：2ヶ月に1度水道料金と一緒に納付。

浄化槽本体・ブロワの維持管理はすべて市が行います。(保守点検・清掃・法定点検など)

その費用の一部を設置者の皆様から使用料として負担していただきます。

下表にその使用料を示します。

◆浄化槽使用料

人 槽 区 分	基本料金	人数割料金
5 人 槽	2,750円	550円／人×世帯人数
7 人 槽	〃	〃
10 人 槽	〃	〃

例) 一般住宅で4人家族の1ヶ月分の使用料金

基本料金	2,750円
＋人数割料金(550円／人×4人)	2,200円
1ヶ月の使用料金 合計	4,950円(消費税込み)

〈年間の維持管理内容〉

- ①保守点検・・・4ヶ月に1回、市が業務委託した業者が浄化槽の点検や薬品の補充を行います。
- ②汚泥清掃・・・浄化槽汚泥の引抜時期を判断し、適宜汲取りを行います。
法律上、1年に1回以上行うことになっています。
- ③法定検査・・・使用開始後3ヶ月～8ヶ月以内に7条検査(県指定検査機関による設置状況検査)を、また翌年からは毎年11条検査(県指定検査機関による定期検査)を受けなければなりません。
- ④修 繕・・・ブロワーや消耗品が壊れた場合、市が交換します。ただし、
個人の原因による場合は、起因者負担となります。

○浄化槽本体以外の排水設備(排水管・放流ポンプ・敷地内処理装置等)は個人管理となります。

浄化槽を使用する上での心がけ(お願い)

☆浄化槽は、微生物の働きで生活排水をきれいにしています。

浄化槽の性能を100%発揮するためには、日頃の使い方が大切です。

- ①トイレトーパー以外のもの(たばこの吸殻、生理用品、新聞紙、紙おむつなど)
をトイレに流さないでください。
- ②便器の掃除には、薬品(塩酸、クレゾールなど)は使用しないでください。
- ③台所からの野菜くずや天ぷら油などは、流さないでください。
- ④ブロワ(送風機)の電源を切らないでください。
- ⑤浄化槽(マンホール)の上には、重い物を置かない様にしましょう。
- ⑥洗濯や、食器洗いの洗剤は、適量を使用しましょう。
また、塩素系漂白剤は必要最小限(適量)としてください。
- ⑦お風呂のカビ取り剤を使用した場合は、浴槽の残り水を流しながら
シャワー等で洗い流して下さい。
- ⑧ペット(犬、猫など)の排泄物は、流さないでください。